

平成30年白浜町議会第4回定例会 会議録(第4号)

1. 開 会 平成30年12月18日 白浜町議会第4回定例会を白浜町役場
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 平成30年12月18日 10時00分

1. 閉 議 平成30年12月18日 13時41分

1. 延 会 平成30年12月18日 13時41分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名

第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	堀	匠	2番	楠本	隆典
3番	南	勝弥	4番	西尾	智朗
5番	丸本	安高	6番	正木	秀男
7番	堅田	府利	8番	松田	剛治
9番	小森	一典	10番	水上	久美子
11番	辻	成紀	12番	廣畑	敏雄
13番	溝口	耕太郎	14番	長野	莊一

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 泉 芳明 事務主査 山本 琢人

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	山 中	雅 巳			
富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	寺 脇	孝 男
総務課長	榎 本	崇 広	税 務 課 長	濱 口	伊 佐 夫

民生課長	三 栖 健 次	住民保健課長	中 本 敏 也
生活環境課長	廣 畑 康 雄	観光課長	愛 須 康 徳
建設課長	坂 本 規 生	上下水道課長	久 保 道 典
会計管理者	玉 置 孔 一	消 防 長	大 江 康 広
教育委員会			
教育次長	高 田 義 広	総務課副課長	山 口 和 哉

1. 議事日程

- | | | |
|--------|-------------|-------------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 1 1 4 号 | 専決処分の承認について |
| 日程第 2 | 議案第 1 1 5 号 | 専決処分の承認について |
| 日程第 3 | 議案第 1 1 6 号 | 町道路線の認定について |
| 日程第 4 | 議案第 1 1 7 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 5 | 議案第 1 1 8 号 | 白浜町国民健康保険直営日置診療所の指定管理者の指定について |
| 日程第 6 | 議案第 1 1 9 号 | 白浜町国民健康保険直営三舞診療所の指定管理者の指定について |
| 日程第 7 | 議案第 1 2 0 号 | フィッシャーマンズワーフ白浜の指定管理者の指定について |
| 日程第 8 | 議案第 1 2 1 号 | 白浜町印鑑条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 1 2 2 号 | 白浜町教職員住宅管理条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 議案第 1 2 3 号 | 白浜町立学校設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 11 | 議案第 1 2 4 号 | 白浜町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 12 | 議案第 1 2 5 号 | 白浜町水道事業設置等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 13 | 議案第 1 2 6 号 | 白浜町水道料金審議会条例の制定について |
| 日程第 14 | 議案第 1 2 7 号 | 平成 3 0 年度白浜町一般会計補正予算（第 6 号）議定について |
| 日程第 15 | 議案第 1 2 8 号 | 平成 3 0 年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）議定について |
| 日程第 16 | 議案第 1 2 9 号 | 平成 3 0 年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）議定について |
| 日程第 17 | 議案第 1 3 0 号 | 平成 3 0 年度白浜町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）議定について |
| 日程第 18 | 報告第 1 3 号 | 第 5 0 期南白浜温泉株式会社経営状況の提出について |
| 日程第 19 | 報告第 1 4 号 | 第 5 3 期白浜観光自動車道株式会社経営状況の提出について |
| 日程第 20 | 報告第 1 5 号 | 第 5 4 期白浜観光自動車道株式会社経営状況の提出について |

いて

- 追加日程第21 議案第131号 工事請負契約の一部変更について
- 追加日程第22 議案第132号 白浜町職員の給与等に関する条例及び白浜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第23 議案第133号 白浜町長等の給与等に関する条例及び白浜町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第24 議案第134号 平成30年度白浜町一般会計補正予算（第7号）議定について
- 追加日程第25 議案第135号 平成30年度白浜町下水道事業特別会計補正予算（第4号）議定について

1. 会議に付した事件

日程第1から日程第17・追加日程第21から追加日程第25

1. 会議の経過

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから、白浜町議会平成30年第4回定例会4日目を開会いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。11番 辻議員から午前中欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。

開議に先立ち、諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外（事務局長）

本日の議事日程については、お手元に配布しています。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で、諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしく申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 議案第114号 専決処分の承認について

○議 長

日程第1 議案第114号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

6番 正木君

○6 番

これは平草原公園の件だと思いますけれども、事前にわかっていながら下に置いている車によけてくださいという段取りはしていなかったのですか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

4ページに位置図を載せているんですが、遊歩道の上での作業でしたので、車が1段下で距離もありましたので、まさか職員が滑り落ちると考えておりませんでした。今後このような作業のときには下に広い駐車場がありますので、コーンを置くなり対応をしていきたいと考えております。

○議 長

6番 正木君

○6 番

やはりそういう予防的な部分、配慮する前提で作業していただきたい。それで、木材が落ちずに人間が落ちて損傷したのですか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

議員ご指摘のとおりで、職員が別の職員の後ろを通るときに声掛けができなかったというのが原因かと思っております。以後きちんとするように指導をしているところです。

○議 長

6番 正木君

○6 番

落ちた職員にけがはなかったのですか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

不幸中の幸いと言いましょうか、車には傷を付けてしまいましたが、職員にけがはなかったです。

○議 長

6番 正木君

○6 番

今後気をつけてください。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第114号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第114号は原案のとおり承認されました。

(2) 日程第2 議案第115号 専決処分の承認について

○議 長

日程第2 議案第115号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第115号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第115号は原案のとおり承認されました。

(3) 日程第3 議案第116号 町道路線の認定について

○議 長

日程第3 議案第116号 町道路線の認定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第116号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第116号は原案のとおり可決されました。

(4) 日程第4 議案第117号 工事請負契約の締結について

○議 長

日程第4 議案第117号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

13番 溝口君

○13 番

1点お伺いをいたします。今回富田中学校の入札がございました。参考資料の請負契約の概要の3で被指名者数が5社ということは、白浜町の特定業者の資格を持っているところだと思うんです。今回は8億1,400万円ほどでありますけれども、数年前に白浜第一小学校が入札されました。そのときの請負金額は多分9億円台だったと思うんですけれども、差额的には1億数千万円ほどありますけれども、そのときの被指名者数、入札方式は白浜町の特定業者プラス町外の特定業者というか資格を持った業者とのJVでの入札だったと思います。今回は白浜町だけの特定業者で入札をされていますけれども、この違いはなんですか。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外(建設課長)

議員もご承知のことかと思っておりますけれども、特定建設工事共同企業体、いわゆるJVといわれるものですが、それに関する取り扱い要綱というのがございまして、その中で特定建設工事共同企業体に発注することができる工事として設計金額が5億円以上の建築工事がございます。今回、工事請負金額が8億1,432万円、税抜きで7億,5400万円くらいですけれども、今回の指名業者の選考にあたりまして、屋内運動場そのものの直接工事費の設計金額が約4億4,000万円くらいでございまして、そのほかに技術教室棟、部室棟建築工事と、それから旧建物の解体工事、その他駐車場等の屋外附帯設備等の整備費でございまして、町内の特定建設許可の業者でも十分確実かつ円滑な履行ができるという判断をいたしまして、庁内の指名業者選考委員会において決定したものでございます。

○議 長

13番 溝口君

○13 番

今建設課長から説明をいただきましたけれども、町内業者の育成という観点から考えたら、体育館工事と違う棟の工事と複数に分かれているわけですが、それだったら分離発注、建築でも分離発注してはいますが、建築の中でも分離発注で入札の機会を多数設けて、町

内業者の育成という考え方はなかったのですか。多分億単位のお金だと思うのですが、一括したほうが経費的に削減が図れるだろうという判断があったと思うんですけども、数年前の白浜第一小学校がひとつで9億円だったので、そのときの考えでJVだったと思うんですけども、今回の富田中学校の場合は体育館と技術室とか解体があるから経費的に考えてひとつにされたと思いますけども、技術室も億単位でしたらそうした考え方もあったのではと思うのですが、その点はどうでしたか。

○議 長
番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

議員おっしゃられるように、建設工事の中でも分離発注できなかったのかということですが、今回の工事につきましては、工事期間の平成33年8月末までということで、既設の建物を壊す前に、例えば技術科教室なんかも先に建てて壊していくという順番を追った工事になっておりますので、分離発注するということになりますと、いろいろ調整等も必要になってきますので、今回は1社ということで発注しております。

○議 長
2番 楠本君

○2 番
ちなみに落札率はどれくらいですか。

○議 長
番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

98.58%です。

○議 長
質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長
質疑を終結します。討論を行います。
(なしの声あり)

○議 長
討論を終結します。採決します。お諮りします。
議案第117号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長
異議なしと認めます。
従って、議案第117号は原案のとおり可決されました。

(5) 日程第5 議案第118号 白浜町国民健康保険直営日置診療所の指定管理者の指定について

○議 長

日程第5 議案第118号 白浜町国民健康保険直営日置診療所の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第118号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第118号は原案のとおり可決されました。

(6) 日程第6 議案第119号 白浜町国民健康保険直営三舞診療所の指定管理者の指定について

○議 長

日程第6 議案第119号 白浜町国民健康保険直営三舞診療所の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第119号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第119号は原案のとおり可決されました。

(7) 日程第7 議案第120号 フィッシャーマンズワーフ白浜の指定管理者の指定について

○議 長

日程第7 議案第120号 フィッシャーマンズワーフ白浜の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

3番 南君

○3 番

先日、議会の提案説明のなかで、当局側は随意契約のなかで株式会社の経営が安定してきたので、期間を3年から5年にしたいとの説明されております。最初の3年間の漁協との契約では実質株式会社フィッシャーマンが経営したと思われておりますし、その後の3年間も随意契約で株式会社フィッシャーマンが契約しております。最初の3年間の漁協のときの決算も漁協の決算なのかフィッシャーマンの決算なのかわかりづらいところがありましたけれども、私どもはその決算内容をはっきりさせてほしいということを伝えてまいりました。町は相手方との信頼関係があるので公開できないということもございましたし、また経営に差しつかえるとか、あるいは町の権限で公開しないということもございました。我々議員として何をもって経営が安定してきたとか判断ができないのです。その点、町はどうお考えでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

確かに収支計算報告書を非公開にさせていただいた時期もあります。当時の非公開にさせていただいた理由というのは情報公開、町の出していく情報としましてこの施設の経営に悪影響を及ぼす。要はマイナスが非常に多いのだったら、取引先もマイナスが多いところと取引ができないといろんな問題が出てまいりますから、平成25年度から開始しておりますから、26年3月末での収支計算書、それからその翌年の平成27年3月末、25年度と26年度につきましては、収支状況を公表しなかったというのがございます。これは経営の安定とかということがひとつの指標になってまいりますから、現在は収支計算報告の情報公開を求められた場合にはすべて公開させていただいてございます。この辺の収支の部分につきましては1年目が約マイナス5,000万円。2年目も同額くらい出てます。3年目以降については若干の黒字転換をしているというご報告は今までも何回かさせていただいたことはあるかと思えます。

○議 長

3番 南君

○3 番

情報公開を求めればじゃなしに、決算審査のときにしてもそうですし、我々にも報告をきちんと出してくるべきだと思います。観光協会やほかのところはきちんとしてると思うんですけども、その点をお聞きしているんですけども、今のままではなかなか。いちいち情報公開を求めてというのは可能かもしれませんが、我々にとって、また一般町民の方にとってわ

かりにくいです。それで安定した、安定したと町の言うことをそのまま受けていいのかどうか我々は判断しかねるんです。その点もう一度お聞きします。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

決算審査等々で特定のある一定の施設だけピックアップして、すべての細かな収支計算を差し上げるというのはちょっといかがなものかと思いますので、そのような要求があったら資料として提示させていただきますので、そういった判断で毎年度取り組んでございます。

○議 長

3番 南君

○3 番

町から補助金とか出ているのはほとんどきちんと決算書報告されているでしょう。そうやけども、ここに関してはきちっとしたものがないんですね、わかりにくいというか。例外的にそこだけが、ひとつのところがどうこう言うのでなしに、全体的にどこでも原則は出すべきだと思うんですけど、ここだけ例外的に出さないというふうに思えて仕方ないんですけど。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

ここだけを特別扱いをしているというわけではございません。補助金とかというお話でございしますが、フィッシャーマンズワープ白浜に対して補助金は出してございませんので、当然会社の収支決算とかいただく必要はございません。あくまで指定管理のルールの中なかでフィッシャーマンズワープ白浜という施設に対しましての売り上げがこのくらいあって、支出これくらい要りましたというものは毎年度報告いただいております。

○議 長

3番 南君

○3 番

最近、千畳敷の茜・千畳茶屋ですかね、あれは家賃ですけども月額30万円。面積にしたらフィッシャーマンズワープの3分の1なんです。片一方、千畳の売店に比べたら3倍あったとして、それがなぜ納付金が10万円なのか理解に苦しむんです。やっぱりある程度のつり合いというか、3倍とは言いませんが、それに近い数字が出てきて当然だと思うんです。フィッシャーマンズワープのところには無償貸与とか温泉代の免除とかいろんなことがあります。もっともっと千畳敷の売店に比べて有利な条件なんです。その点についてどうでしょうか。10万円のことについてお聞きしたいと思えます。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

このフィッシャーマンズワープ白浜につきましては、指定管理という制度にのっとってございますので、若干千畳茶屋さんとは違うと思えます。ただ、いずれにしましても公の施設でございますから、南議員の言われるような観点に立つての検討というのは当然必要であります。施設施設でどのくらいの収入があって、支出があって、そして建物の経営が成り立

っていくということを基準に判断いたしますので、千畳茶屋のほうはそれだけ収支のバランスが30万円出しても大丈夫ということの収支のなかでの判断だと思いますが、フィッシャーマンズワーフ白浜につきましては、今回提示しております10万円いただくというのが今の経営状況のなかではぎりぎりのラインかなと考えてございます。

○議 長

3番 南君

○3 番

このフィッシャーマンの建物、土地、そして広場の6割を優先的に使っていると思うんですけども、これが仮に民間のものとしたら、税務課にお聞きしたいのですが、だいたいどれくらいの固定資産税が発生しますか。答えられるようでしたらお願いします。

○議 長

番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

仮の算定ですけども、フィッシャーマンの家屋で約120万円程度。現在使われている駐車場用地と家屋の敷地部分、固定資産税を見ましてだいたい170万円、180万円。家屋分と敷地を合わせて304万円程度です。

○議 長

3番 南君

○3 番

固定資産税だけでも民間のものとしたらこれだけかかっているんですね。いくら管理委託と言ったって、ちょっと開きがありすぎると思うんですけども、その点、10万円とかいうので特に経営が安定してきているということを言ってますので、そういう状況のもとで協定書をもっと見直すことをしなかったわけですか。それと、経営が安定してきていれば温泉代の免除、きちんと払っていただくという交渉はしたことあるんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず、いろんな費用の指定管理者へのご負担という部分につきましては、町で収支状況等々を見て判断をさせていただいておりますが、経営が安定したといたしましても、当初の5,000万円程度、年間でマイナスが生じていたことに対して経営が安定してきたということでございますので、逆に2,000万円、3,000万円の黒字が確実に毎年見込めるということでしたら、そのようなお願いも差し上げてと思いますが、何分ぎりぎりのラインで経営をいただいておりますから、なかなかそこまでのご負担を今回お願いするということはさせていただいてございません。

○議 長

3番 南君

○3 番

そしたら、その温泉供給代も設備とか無償貸与も、今の協定では続けるということになっているんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

温泉使用料の無償とか貸与品の無償というのはもともとそういう考えではなしに、町の施設にこのような施設があると。そこにはこんな備品があつて、温泉も流れていますということの前提のなかでの指定管理となつてまいりますから、当然おっしゃっていたような、例えば町が別の温泉会社から温泉を引くと。今は町営で引いてますから使用料というのは発生してませんが、ほかのところから引いてその分が発生するということになった場合には、当然その分経費がプラスとなつてまいります。そうなるまいりましたら、そこは指定管理者の努力でどうにかクリアしていただいたら非常にありがたいのですが、逆にその分温泉代を払わなければならないとなつた場合には、逆に町のほうが指定管理料を上げるということも検討しなければならないというのが指定管理の制度でございますので、そういった観点で現状のままとさせていただいた次第でございます。

○議 長

3番 南君

○3 番

指定管理だから温泉ただというのは、逆に言ったら町の施設だからただというか、温泉の供給元も砵湯から行っているということですけども、それは町営だから大丈夫だと。逆に言ったら砵湯会計も赤字出ているでしょう。そして一方、フィッシャーマンの施設使用料としてお客さんから1,000円をいただいておりますけども、その1,000円のなかには入浴料というのは入っているんです。その点どうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

ですから、指定管理料という制度のなかでは、そのようなものもすべて考えた上で収支というのをはじいて経営がどうにかマイナスにならないよというふうに考えてございますから、特段その分に温泉使用料が入っているとかなんかそのようなことは個々の案件としましては問題がないと考えてございます。

○議 長

3番 南君

○3 番

湯崎の漁業関係者のあるところの証言なんですけれども、湯崎漁港の事業は湯崎地区の漁業関係者のみ優遇するものではなく、漁協は漁業全体のために有益であるとして同事業を推進してまいりましたとあります。町内には漁業組合員であり、またダイビングをしておられる方も何人かおられます。その点も含め、随意契約ではなしに公募すべきであると思っておりますけれども、まず他の組合員を排除してと言ったら言葉が悪いですけども、随意契約をしてよろしいのでしょうか。その点どうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず随意契約という言い方というのはあくまで契約のことですので、これは正確に申し上げ

げますと、公募によらない指定管理者の選定ということになります。

それで、指定管理者を選定するにあたっては、事業の背景とかいろんな性質を勘案してということになりますから、湯崎の会社を特別扱いしているということではなしに、いろんな事業背景を勘案しますと、株式会社フィッシャーマンにお願いするというのがベストであると。そこ以外のところではこの事業の性格上、なかなか成しえないということで考えてございますから、このように株式会社フィッシャーマンを指定管理者の候補者として選定をさせていただいたところでございます。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

参考資料の2ページ。地域に密着した施設運営を効率的に行うために地域の漁業者を発起人として設立された会社となっているんですけども、フィッシャーマンズワーフを運営するにあたり地域に愛される施設でなかったら今後あかんと思うんですね。当初は町内会と話し合う機会を持っておりました。やはり閑散期の駐車場対策も含めて、そこらを今後どうやっていくのか。地域の皆さんに食堂も使ってもらい、忘年会もしてもらうような愛される施設になっていかな今後発展はないと思うんです。そういう意味において、町内会とも十分話し合いをする必要があるん違うかと思えます。それが1点目です。

2点目。椿はなの湯も大分古くなってきました。そうしたなかで、フィッシャーマンズワーフも海に面しておりますから、指定管理者制度のなかで家屋に対する積立制度的なものはできないのかどうか。経費の負担のなかで、今後これがかなり大きな問題になってくると思うんです。その点についてどのような考えがあるのか、2点お伺いしたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず町内会、地域に愛されるという点ですが、フィッシャーマンズワーフ白浜は平成25年設立当時については確かに会社のほうでいろんなことを考えて事業を行っていたんですが、やはりこれではいけないということで、漁業振興施設活性化委員会を立ち上げさせていただきました。この団体のなかに県や町も入ってございます。それから、観光協会、商工会、旅館組合、それから漁業関係者の方に入っていて、委員会をつくって、春のおさかなまつりとかそういったフィッシャーマンズワーフが町の補助金を活用してイベントに対しての補助金ですので、先ほど申しました団体の補助金とは性格が異なるものでありますが、この補助金を活用していろんな事業をやっていただく際にはそういったところも入って一緒にこのイベントをどうするか、それについて、例えば旅館組合から協賛の品をいただいたということをしなごら、チラシも逆にいろんな施設に置かせていただくとかそんなことで取り組んでございます。

それからもう一つは、水産の流通促進協議会といったところにも町内会長に入っていておいてまして、ご意見をいただくということは多々ございます。

それから、施設の積立制度の部分でございますが、おっしゃるのは会社側で積み立てを持たせたらということであると思えます。そうやってきましたら収支の収と出の部分で、出として積立金というものが毎年の経費として上がってきます。それをいくら積み立てるとい

ことが明確にお約束の中でしたとしても、それが財政的な圧迫につながりまして、収支がマイナスに転がってしまうということがございますし、例えば積み立ての趣旨ということで、向こう側が持ったとしても、それはあくまでも会社のお金ということになりますから、その部分を増やすのに指定管理料を上げるというのもできるかわかりませんが、それだったら逆の町のなかに財源をプールする場をつくるほうがいろんな面で円滑に回るのではないかと考えてございます。

○議 長
2番 楠本君

○2 番

答弁もらいましたけれども、イセエビ祭りもこの間ありまして、樺のイセエビも買ってもらったとの話もありました。そういうことで、漁業者も湯崎だけでなしに、白浜町全体として繁栄していかなんだらあかんと思うし、閑散期の駐車場対策も町内会長が入ってくれるんだったらそこらも十分考えてほしいと思います。

それから、積立金の話ですけれども、もちろん会社を経営していこうと思ったら黒字にならんだらあかんという部分はよくわかります。しかしながら、施設が古くなってきたら金額も大きくなってくると思うんです。そういう部分では町としても考えんならんし、会社としても考えていかならんから、そういう点も含めて今度検討してもらいたいと思います。

○議 長
12番 廣畑君

○12 番

この納付金を毎月支払っていくということだったと思うんですけれども、きちんと指定管理の指定を受けた期間にどのような経緯があるのか。例えば、滞納がいつの時分に発生して、こういうふう克服したということ。そういった点についてお尋ねしたいと思います。

○議 長
番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

指定管理の納付金の件につきましては、確か3年前にそのようなご心配をかけたと思います。そしてその当時、納入をいただいて今の指定管理の株式会社フィッシャーマンに変わったという経過があったと思いますが、そのあとの部分につきましては、特段滞納があるとかという報告は受けてございませんし、私も確認したなかでは多分去年、一昨年、今年度の分は細かく見てないのですけれども、滞納というのは一切ございません。

○議 長
12番 廣畑君

○12 番

滞納金はないということですが、今年4月からについてはわからんと、調べてないということですか。

○議 長
番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

調べてないかというより、滞納があれば担当から私のほうに報告が多分来ると思います。

ですから、夏くらいまでは順調に入れていただいていたので、その辺は大丈夫だと思いますし、あとの部分につきましてもそのような報告を受けてございませんから、納付金の滞納というのは発生していないと思います。

○議 長

12番 廣畑君

○12 番

今の関わりで、指定管理者の決定ということで、今後5年間指定管理をしてもらうよということですけども、この指定管理の候補者の決定は、最終的に選定委員会での結果を受けて町長が管理者の候補者を決定するということでもありますけれども、そうした選定委員会のなかで、もちろん先ほども課長が言われていたけれども公募によらないということでもあります。なおさら、そうした点について委員会できちんと選定するときこういう点についてということで、危惧する今までいろいろトラブルもあったのが事実でありますけれども、このことについてきちんと選定委員会なりで納付金についても今の時点だったら12月末までに、あるいは納付金はいつまでに納めるという月々の日付までにきちんと納付されているということ委員会に皆に言って、そして指定管理をしてもらおうと、候補者として上げて決定していくと思うんですが、そういう点、公募によらない、私ところしかないんだということではなしに、行政もきちんと、ここしかなければいけないほど、もっと慎重に批判に耐えうる選定をしていただきたいと思うのですが、こうした点についていかがですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

ご指摘ありがとうございます。おっしゃる意味というのは十分理解できます。ただ、フィッシャーマンズワープ白浜の指定管理者の選定にあたりましては、これまでもほかの議員からも何度か質問を受けたことがあります。選定委員会を置かずに町で判断するというところでございまして。当然私ども指定管理者を指定するなかではあくまで現在候補者として指定することから、納付金の滞納とか悪質なものが今後発生した場合というのは当然これからでもございます。そのような場合については議決をいただいた場合でも指定管理者として選定しないという選択肢もございますから、今議員におっしゃっていただいた中身も十分やって、それで候補者が決まりましたらあらかじめの条件を言っているんですが、最終的な協定書を交わす作業になりますから、その中では十分相手方と話しをしてまいりたいと考えております。

○議 長

12番 廣畑君

○12 番

やっぱり協定書を交わす場合には、今までと同じようなことでこんど、さまざまなことについてきちんとしていただいて、町民の皆さんの思いに添うような形にならんものかと思うので、ぜひその点徹底してほしいと思います。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

3番 南君（登壇）

○3 番

反対討論を行います。

建物、設備、什器備品等に約5億円かけた施設がスタートしたとき、この施設は十分採算に乗ると町当局は我々に説明してまいりました。そして、駐車場の収益が2,000万円以上あると思うので、借金も返済できると説明を受けてきましたが、現実とは全く違います。最近の町の説明では、施設の維持、修繕、返済等の原資、もともになるお金はゼロに等しい。毎年何百万円単位でなく、何千万円単位のお金が必要であるが、それをどうするかという議論も役場内でしていない。駐車場経営も赤字だし、一般会計からの繰入しかないと答えておられます。なぜ最初の説明とこんなに違うのでしょうか。何の対策も考えず、経営が安定したとして安易に随意契約をしていいのでしょうか。こんなことを今後5年間も続けていいのですか。私はこの随意契約に反対いたします。

○議 長

次に、賛成討論ございますか。

（なしの声あり）

○議 長

賛成討論がないようでございますので、討論を終結します。

この採決は起立によって行います。

議案第120号について原案に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議 長

起立多数であります。

従って、議案第120号は原案のとおり可決されました。

（8）日程第8 議案第121号 白浜町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第8 議案第121号 白浜町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第121号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第121号は原案のとおり可決されました。

(9) 日程第9 議案第122号 白浜町教職員住宅管理条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第9 議案第122号 白浜町教職員住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第122号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第122号は原案のとおり可決されました。

(10) 日程第10 議案第123号 白浜町立学校設置条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第10 議案第123号 白浜町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第123号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第123号は原案のとおり可決されました。

(11) 日程第11 議案第124号 白浜町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第11 議案第124号 白浜町学童保育所設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

13番 溝口君

○13 番

1点お伺いします。富田小学校の敷地内に新設の学童保育所ができるということで、それに伴っての条例の一部改正であります。そこで、富田小学校で新しく名称はしおつ学童クラブ。これができて学童保育の充実と判断するのですが、高学年の受け入れであったり、夏休み、冬休み、春休みの際の臨時の申し込みにもこれに対応することができるのか。教育委員会の見通しはいかがですか。そこらの把握はどうですか。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外(教育次長)

年間を通じて入っていただく学童保育所については、現在西富田のようにいっぱいになる場所もございます。今回1つ増やしていただくことで、富田のほうの学童を希望する方というのは高学年までもいけると考えております。北富田、今度は北っ子学童クラブというのですが、これについては募集の状況にもよりますけれども、高学年の子どもがたくさん来られたら人数的にはちょっと厳しくなるかもわからない状況も今のところはわかりませんが、まずは年間を通じて利用していただく方を募集させていただいて、その後で空きがあれば夏休み等の長期の学童の方に入っていただくと考えております。

○議 長

13番 溝口君

○13 番

今のところの教育委員会の様子を見ていたら、なんとかという形ですけども、当初の学童保育所の設置について、農村部のほうで学童保育所を作っても児童は集まるのかと逆に心配

したのですが、完成してふたを開けてみてほとんど定員いっぱいだというので、今回、富田小学校に新設しないと運営がやっていけないということです。それでも今の教育次長の答弁では高学年の申し込みが思いのほかあったら夏期とか春休みは対応しづらいかもわからんと、ふたを開けてみないとわからんという答弁ですが、もし高学年も受け入れをして夏期にある程度のまとまった申し込みがあったときは先着順だと思のですが、そうなったときには教育委員会としてさらに手狭なので改築とか、北富田であれば旧のJAさんの建物をお借りしているのですが、2階はそろばん学校をやられているところを共用させてもらうことができないとかそのあたりの検討をされるのかどうか。定員がうまくいけばいいのですが、もし募集がたくさんあったときにはどのような対応を考えられているのですか。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

現在のところは、これでやらせていただいと考えております。まず、富田学童を考える前に、北富田にある学童でどうにか対応できないかということも検討させていただいたのですが、いろいろな条件がありまして現実的にはここを変更していくのは難しいということになりました。ですから、将来的には状況によっては考えていかなければならないと思っております。ですから、児童自体は全体的に減少傾向がございますので、その点も考え合わせて将来的なことを考えていきたいと思っております。

○議 長

13番 溝口君

○13 番

これからスタートして、もしそういった事態になったら早急に次の手立てを考えて実施すべきと思いますし、そうしたシミュレーションをしていただきたいと思います。確かに少子高齢化が続きますけれども、今のところ統計上は北富田小学校の場合でしたらここ数年間は今の児童数で推移すると思いますけれども、統計上シミュレーションをして、要望があるようでしたら、早急な対応を今から考えておくべきだと思いますので、その点よろしくお願ひします。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第124号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第124号は原案のとおり可決されました。

(12) 日程第12 議案第125号 白浜町水道事業設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第12 議案第125号 白浜町水道事業設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

3番 南君

○3 番

参考資料の42ページです。改正後の条例案は当然だと思うのですが、現行のところは町民としか書いていないのですが、この点に関して今まで不都合なことはあったんですか。町民だけということに関してです。改正には賛成ですが、現行のままで不都合なことがあったのか、なかったのか。

○議 長

番外 上下水道課長 久保君

○番 外（上下水道課長）

町民だけで不都合があったということはなかったんですけども、誤解を招く恐れがあるということがあります。町民だけにしか供給できないのかと。それならばきちんと誤解を招く恐れがないように、広く皆さんに水道水を供給している現状に合わせたほうがよいのではないかとということで、今回改正するようにいたしました。

○議 長

13番 溝口君

○13 番

関連になりますけれども、今般国のほうで水道法の改正があります。今後の動きで多くの都道府県で判断が分かれていくと思うんですけども、和歌山県の場合、県内でも30からの市町村がありますが、今後の動向。その前に白浜町としてどのような考えをされているのか。今回の条例改正で町民その他の需要者となりますけれども、その先はどう考えていらっしゃるのか。国からの通達があるのかないのか、その先行き。今朝のテレビ等でも民間の施設で水道料金を値上げせんと電気代が払えないからと取り上げられていましたけれども、そういった事態がこれから起こってくると思うんですけども、白浜町としてどのような考えを持っているのか。あるようでしたら。

○議 長

直接今回の件とは関係ございませんけれども、今知りえた情報を簡単に。また方向性が決まった時点で皆さんにご審議いただくということで答弁してください。

番外 上下水道課長 久保君

○番 外（上下水道課長）

水道法の改正につきましては、国会で成立し、水道法の一部を改正する法律が12月11日に公布されました。また詳しい内容等は県のほうからまだ何も説明はないんですけども、その点であまり答弁するものではありませんけれども、まず議員おっしゃっているのは民営化

についてとか広域化についてのあたりだと思うんですけども、県から何もきていない状況で新聞やテレビ報道だけで私ども知っている内容なんですけども、まずコンセンション方式で導入がしやすくなって、人口が少ない過疎地では採算が取れるのが難しく、手を上げる民間事業者が現れる可能性は低いと見られるということは聞いております。それから、テレビ報道のなかでも水道に詳しい専門家のコメントとしましては、政令都市の50万人以上でなければ民営化は難しいのではとか、人口5万人以下の市町村では民営化しても経営が成り立たないとかそういうコメントは聞きました。ただ、それが白浜町はどうなのかというのはまだなんとも言えないのですけども、今後県からも説明等があると思いますので、そのときにいろんな方向性が出てくると思います。

それから、広域化については今後和歌山県が中心となってある程度方向性が出てくると思っております。関係市町村による広域的連携等推進協議会を設置し、今後協議していくことになると思っております。ただ、協議会に参加したとしてもすぐに統合するとか広域化になると決定するわけではなく、そのなかでいろんなメリット、デメリットということがわかってくると思いますので、それらを総合的に判断して白浜町としては何が一番いいのかということを考えていかなければならないと思っております。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第125号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第125号は原案のとおり可決されました。

(13) 日程第13 議案第126号 白浜町水道料金審議会条例の制定について

○議 長

日程第13 議案第126号 白浜町水道料金審議会条例の制定についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。

2番 楠本君

○2 番

参考資料の46ページで質問をいたします。審議会において各区長さんらが審議していると思うんですけども、この内容を見ますと3月に戦略会議を議会に報告して今後値上げをしていくという前提だと思うんですけども、先ほどの水道法の改正の問題も出ております。こういうことも含めて県からの報告がないということですけども、白浜町としては一旦改正

をするという前提のもとに国会の水道法の改正を別として一旦値上げしていくという方向性にあるのかどうか、その点だけ聞きたいと思います。

○議 長

番外 上下水道課長 久保君

○番 外（上下水道課長）

今議員おっしゃられたように、国会の水道法改正と関係なく白浜町として水道料金を改定したいと思っています。

○議 長

13番 溝口君

○13 番

もう1点指摘をして、考えを聞きたいと思います。今答弁がありました前提は水道料金の値上げであると。今後、水道法とかいろいろありますけども、これは関係なしとして現在の白浜町の水道事業を考えて、こういった審議会というのはたびたび設置されるということはないと思うんです。ですから、長期の水道事業の経営を考えて、住民感情もありますけれども、長期を見据えて、住民からえっと思われても致し方ないという判断で、長期的な経営に立って判断を望みたいと思います。なかなか値上げはしづらいし、額も抑えたいというのは当然だと思うんですけども、大事な施設の将来にわたっての維持管理の部分でございますので、その点客観的な考えで審議会を開催していただきたいと思うんですけども、どうですか。

○議 長

番外 上下水道課長 久保君

○番 外（上下水道課長）

全員協議会でも説明させていただきましたように、今後施設の老朽化もかなり進んできますので、その点も含めてどうしても水道料金は今のままでは維持管理が不可能との判断になってきます。そういったなかで、住民の皆さんに値上げというのは心苦しいんですけども、昭和56年5月に水道料金を改正して以来37年間、前の料金そのまま来ていますので、そういうことも皆さんにわかってもらいながら、少しでも料金を上げさせていただいて、今後の施設の改善を目指していきたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第126号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第126号は原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩 11時00分 再開 11時10分)

○議長

再開します。

(14) 日程第14 議案第127号 平成30年度白浜町一般会計補正予算(第6号) 議定について

○議長

日程第14 議案第127号 平成30年度白浜町一般会計補正予算(第6号) 議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

2番 楠本君

○2番

10ページのふるさと応援寄附金について、経過だけ説明してください。白浜町の部分については結果的に修正したのかどうかの経過も含めてお聞かせ願えますか。

○議長

番外 総務課長 榎本君

○番外(総務課長)

ふるさと白浜応援寄附金については、全員協議会等々で説明させていただいた関係のご質問かと思えます。総務省から昨年だったと思うんですが、友好都市提携を結んでおりますハワイへの費用について寄附金として掲示しておりましたのが、高額であるとの指摘をいただいて廃止してございますが、今年の春先に割合が3割を超えているとか、地産のものでないということで2つほどご指摘をいただきました。これにつきましては、昨年の指摘に含まれていなかったものですから改正をしておりますでしたが、6月頃にそういう話がありましたので、これについてもパンフレットはすでに発行しておりましたので、パンフレットの切り替え時期を目途に廃止するというので、この手続きについては廃止してございますので、税制改正のなかでご指摘される部分は白浜町にないと思っております。

○議長

3番 南君

○3番

15ページをお願いします。県会議員の選挙費、補正で850万円と出ておりますけれども、その下に全体で選挙費2,794万円と出ておりますけれども、これ県会議員選挙以外に何か予定されているんですか。

○議長

番外 総務課長 榎本君

○番外(総務課長)

今回の補正におきましては、来春予定されてございます県会議員選挙が、予定では30年度内に着手しなければならない作業がございますので、その分を補正させていただいてござ

いまして、残る実施に係る分は当初予算ということで31年度予算に計上させていただきます。総額が増えておりますのは、今回ございました県知事選挙もございましたので、その合算になるということです。

○議 長

13番 溝口君

○13 番

20、21ページの学校管理費についてお伺いいたします。節15工事請負費についてあります。小中学校の空調設備でありますけれども、参考資料48-3にも一覧表が載っております。全体あわせて162あると。これは日ごろ授業をやっていますから、これは今から考えてこの予算が通ったとして、工事をやるとしたら春休みを考えているのか。まずその点を確認したいのですけれども、どうですか。スケジュールはどうなっていますか。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

これについては、今言われたように、授業をしながらということになりますので、春休みの一部と主に夏休みを考えております。それでも難しい場合は、間の土日のできる場所があればということで、そういう方法でやっていきたいと考えております。

○議 長

13番 溝口君

○13 番

基本は春休みにしたいと。それができなかつたら夏休みですけども、夏だったらすでに猛暑ですから、せっかく補正まで組んだのですから、基本は来年の春休みの際に一気にやるのが一番だと思います。これをもし発注するとしたら白浜町では設備業者になるんですか。事業者の数が足りないし、空調機材が全国一斉に始まりますし、調達も難しいし業者の数的に一気にやれるのかどうか心配だと聞いたのですが、そこら辺の見通しは立っているんですか。どのように考えているんですか。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

メーカーの関係なんですけれども、メーカーさんの話でも今非常に需要が多くて、発注を受けても製品を納めるまでに6カ月程度かかる状況もあって、設置できるのはもう少し遅くなるのではないかと伺っております。

○議 長

13番 溝口君

○13 番

今メーカーさんに発注しても最大でも3、4カ月と。これは日本全国一斉になっているからこのような状況だと思うんですけども、それだったらなおさらスケジュールをちゃんと立ててやっておくと、4カ月後くらいに実は半年待ち、8カ月待ちとなって、気がついたら来年の今頃、冬休みにやると言うことになりかねんと思います。

それで一気に調達できたとしても設備業者の数が足らんかったら私は提案したいのですが、

普通の電気工事業者も合わせて、今回の空調については一気にやらんとあかんと思うので、そこら辺も柔軟に考えてすべきだと思います。まずは、教育次長がおっしゃったように、今の時点で4カ月待ちなんでしょう。これからスケジュールどうしようかと1カ月、2カ月、3カ月と考えて先になったら4カ月が6カ月待ち、8カ月待ち、ひょっとしたら1年待ちくらいになりかねんと思うので、せつかく新聞でも発表されて、白浜町も一気にやるという形で計上されているんですから、スケジュールもしておかんと。できたら春休みに一部というのはどうかと思うので、そこらは早急に具体的なスケジュールを立てるべきだと思うんですけども、その点どうですか。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

当然そのとおりだと思います。春休みに着手したいと思いますし、できるだけ早く前に進めるように、それから設置しやすい規模の学校とかもありますし、できるところから早く、できるだけ早く進めていきたいと考えております。

○議 長

10番 水上君

○10 番

2つ質問させていただきます。18ページ、保健センター費の節11需用費の施設修繕料25万円ですが、これはどこを修繕するんですか。

○議 長

番外 住民保健課長 中本君

○番 外（住民保健課長）

中央保健センターの非常灯のバッテリー不良がありまして、それを修繕するものです。

○議 長

10番 水上君

○10 番

また明日説明を受けるんですが、保健センターはまた改修の予算が上がってきているんですが、それと別ということで上げてきていると思うんですけども、この中央保健センター以外に美之浦にも保健センターがありまして、この設備が老朽化してしまっていて、住民の方が会議だとか健康教室でいろいろ使っていただいているんですけども、その修繕かなと思って見たんですけども、今後その辺のチェックもしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議 長

番外 住民保健課長 中本君

○番 外（住民保健課長）

美之浦保健センターもチェックさせていただきたいと思います。

○議 長

10番 水上君

○10 番

6の農業費、3農業振興費、19負担金、補助及び交付金の説明にあります被災農業者経

営体育成支援事業補助金、これはどういう案件が対象になって、件数はどのくらいですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

この制度につきましては、国のほうで平成30年被災者向け経営体育成支援事業という形で制度が成り立ちまして、この原因になったのは北海道の地震、それから台風21号、この甚大な農業被害によりまして発生した主に施設や機械、例えば園芸施設とか農機具に対する補助でございます。それで、対象となるのは北海道の地震、それから台風21号によりまして農業用施設等が被災した方であって、地方公共団体の支援や融資を受けて被災施設の復旧または倒壊した施設の撤去を行うことで農業経営を継続しようとする農業者。ですから、継続するという前提の農業者はすべて対象になるということになります。支援の対象になりますのは農産物生産に必要な施設、または生産した農作物の加工に必要な施設の復旧、または気象災害等による農業被害前の当該施設と同程度の施設の取得。それから2つ目は、農産物の生産に必要な施設、または生産した農産物の加工に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入。それと最初に申しあげました施設の取得とか復旧に必要な部分の附帯施設の整備というような、あと細かな部分がいくつかあるんですけども、主にこのようなものでございます。

今回の507万5,000円というものにつきましては、3件の相談が農協に来ていているということで、その部分がおそらく対象になってくると思います。ただ、申請いただけるのかどうかはまだ確定できておりませんので、いろんな相談があったなかでマックス対応できるというものの予算を計上しているところであります。

○議 長

10番 水上君

○10 番

北海道地震、また台風21号といえは数カ月経ってきますから、今のこの時期の補正というのは早急な対応ができないんじゃないかと思うんです。今言われたように申請がまだはつきりできていないということで、このことについては反対するものではもちろんないのですが、こういうのは専決とか早い対応ができるといいなということでは言わせていただきました。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

早い対応ということでは、確かに時期的になんですけども、先ほど申しあげました施設の被災をしている方について、すでに直しているというものについても補助金の対象になりますので、ご理解をお願いします。

○議 長

3番 南君

○3 番

参考資料48-3をお願いします。中ほどに、安宅小学校普通学級4、特別教室7。日置中学校普通学級4、特別教室8と出ていますけれども、普通学級に比べて特別教室が非常に多いと思うのですが、何か理由があるのですか。

それともう1点、特別教室も含めてこれをすべてやればほかに未設置の教室はないのですか。

○議 長
番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

安宅小学校の場合ですけれども、普通教室が4つありまして、そこが未設置、それから特別教室については、パソコン教室、職員室、保健室以外の教室、例えば図書室とか音楽室、理科室、図工室、多目的室というところが未設置となっております。

日置中学校の普通教室は全部付いてないので全部付けるということと、特別教室は理科室、多目的室、音楽室等が未設置になっております。

それから、これで全部設置することになります。普通教室では93付けるということで、特別教室については117ございまして、そのうち設置していないのが69ということで、これは全部今回で設置したいと考えております。

○議 長
12番 廣畑君

○12 番

20ページ、教育振興費についてお聞きします。扶助費、要保護・準要保護児童就学援助費、次のページに中学校の要保護・準要保護生徒就学援助費については、例えば来年の就学準備金、年度が越えて支払われずに来年入学する子どもたちのために用意されているのかその点についてお聞きしたいと思います。

○議 長
番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

小学校のほうの要保護・準要保護の金額につきましては、小学1年生の準要保護児童者数、認定者数が当初の見込みを上回ったことにより、新入学学用品、給食費の支出が増えたためでございます。見込み数を8人としていたものが実際に認定者が14人になったためでございます。

それから、中学校については、中学1年生の新規認定者2名に新入学学用品を支給したためでございます。修学旅行費の一人当たりの平均単価が予算額を上回ったためであったり、給食費の一人当たりの年間支給額が予想額を上回る見込みのため、不足分を追加でお願いするものでございます。

○議 長
7番 堅田君

○7 番

同じ20、21ページのエアコンの設置についてですけれども、48-3にありますように小学校は112、中学校は50設置となっております。元に戻って20ページの学校管理費の小学校の空調設備整備工事費2億6,250万円ということで、次のページの中学校の空調設備整備工事費1億3,450万円ということで、数が倍になっている分こちらのほうも金額が倍になっているところだと思います。その下の小学校また中学校の11需用費の電気料についてなんですけれども、これはそれぞれ数が倍になって金額も倍なんですけれども、

電気料については小学校のほうが10倍以上になっているんですけども、そちらの説明をお願いします。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番外 (教育次長)

これは現状の電気代で、30年度の当初予算のときに実績で予算の要望をお願いしたところなんですけども、節電の意味もあって要望額より少なめに予算をいただいていたところです。今の時点で実績見込みを見ると、あと365万円が不足するのでお願いしたいというものです。中学校費についても同じで、当初予算で付けていただいた額よりも決算の見込みで電気料が不足するために30万円の予算をお願いしたいということで、エアコン設置とは直接関係ない費用でございます。

○議 長

7番 堅田君

○7番

そしたら今回エアコン設置して年間の電気代が上がると思うんですが、そちらは入っていないということですか。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番外 (教育次長)

現在付けている分は電気料に入っているのですが、新たに付ける分についてはもちろん先のことなので入っておりません。

○議 長

12番 廣畑君

○12番

同じく20ページの土木費の合併処理費、阪田管渠整備工事費で150万円です。認識が間違っておれば言ってほしいんですけども、阪田地域も下水道に入れるということを以前話があったと思うのですが、ここで合併処理浄化槽の費用でこれを支出していくのかその辺をお願いします。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番外 (建設課長)

阪田地区におきましては、現在阪田の合併処理施設のほうへ入っているんですけども、今回公共下水道のほうへ移していくということで、そのなかで今回の150万円につきましては、公共下水道へ移管するにあたりまして、管渠の調査をした結果当初はライニングといいまして、管渠のなかへ機械を入れてまき立てるような補修の仕方をしていたのですが、調査の結果、一部管渠自体を取り替えないといけないということで、その不足分を今回計上させていただきます。

○議 長

12番 廣畑君

○12番

そしたら合併処理の浄化槽までのところで作業をするということですか。下水道に入れるということは、阪田の合併に取り込んでいる住宅それぞれの家庭から出て集約をして合併にみんな入っていると思うんですけども、合併浄化槽でなしに、そこへ来る管を工事すると。それは下水道でするよりも合併できちんとして最終的に引き渡すということで理解すればいいのですか。

○議 長
番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）
そのとおりです。合併処理場に入ってくる手前のところで公共下水道につなが直すということですか。

○議 長
10番 水上君

○10 番
19ページ、観光費の目1観光総務費、節19負担金、補助及び交付金の説明があるんですが、年度内に事業の誘致というのが見込まれているのか。この200万円について説明願います。

○議 長
番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）
この合宿等誘致事業補助金については、議員もご承知かと思うんですが、合宿に来られた方々への補助金交付の金額で、当初は1,300万円の予算を組んだところですが、予定込みで1,100万円を超える金額に11月現在でなっておりますので、春シーズン、春休みにも合宿が多くなるということで、プラス200万円今回補正を組ませていただいたものです。

○議 長
10番 水上君

○10 番
説明よく分かりました。これ補正を組んで3月まで見込みを含めてですが、どのくらいスポーツ合宿が誘致できたか数字がわかれば教えてください。

○議 長
番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）
現状の数字で申し上げますと、スポーツ合宿でこの補助金を利用された人数ですが2,115人、MICE会議等の利用で2,818人、そしてスポーツ大会で375人となっております。この補助要綱でもいろいろ規制がありますので、カウントできていない合宿の方々もおりますので、今後春休みまでには5,000人という数にはなりません。1,150万円ほどが交付予定になっておりますので、あと残り350万円くらいですので、これを十分使っていただけるくらいの誘致活動を進めていきたいと思っています。

○議 長
2番 楠本君

○2 番

総務費、目14防災費、節17公有財産購入費、これ説明受けたか失念しているんですけども、参考資料48-1の関係だと思っんです。公有財産の購入費で1,802万3,000円が出ておりますが、これは津波避難タワーの件だと思っんですけれども、中と日置の分について、1,800万円ほど出ているんですけども、このことですか。

それと、内訳がわかっていれば坪単価どのくらいか教えてください。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

用地購入費につきましては、この2件のことになります。これは起債対象ということで考えてございまして、中地区につきましては固定資産評価額、日置につきましては公社の土地でございまして、白浜町開発公社が提示している価格ということになります。

内訳としましては、日置で1,300万円弱、そして中が530万円くらいです。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

ちなみに中と開発公社の日置の分、坪単価どのくらいなんですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

日置の浜田のほうが2筆ございまして、1筆が平米単価2万7,227円です。中につきましては、平米単価が1万650円です。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

中の平米単価で1万650円ということは約3万円ということやと思っけれども、この土地は中区からの要望により候補地を絞ったと思っんですけども、町有地になかったのか。買わざるを得ないところか。区との話し合いはどうだったのか。日置の部分については開発公社が持っているということはわかるんですけども、中について説明していただけますか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

町有地というのは、その払い下げを受けた土地がここにあるのかということになるかと思っんですけども、これにつきましては、中区でも避難訓練を何度と繰り返していただきまして、中の場合、県が出している数字上の避難速度と現実的に歩く避難速度、またお年寄りの方の速度等々を実証されるになか、中にはこの1カ所では逃げ切れない。もう1カ所必要ということで、いずれにしましても、ある程度真ん中のほうに持ってこない、端の方がタワーに行くのに時間がかかるという状況のなか、中区のなかでこの箇所だけではないんですけども、数カ所選定しまして、地権者の方と協議させていただいたというのが前提でございまして、位置図を見ていただいても、これは富田川のほうから山のほうへ逃げていくルートの方方向に1カ所、ここで120人くらいの避難をしないと、一旦ここでもうちょっと

山のほうへというのは難しいというのがあります。ここから上の方につきましても、すぐに山まで逃げられるかということになりますと避難できないので、もう1つ才野のほうへも現在計画してございまして、このルート上、避難の真ん中あたりには白浜町が所有する土地がないというのが現状でございます。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

川口のほうから西山に行くというのはかなり遠いと思うし、2つくらいは欲しいという考えは一致しています。この位置図は川口のほうですね。これは民間が持っている所有地であるとの理解でよろしいですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

そうです。川口付近の人が西山に逃げる方向において、方向線上である程度の中央地のところで周辺の人たちが逃げられる場所ということで、この周辺で町有地はないというなかで、個人の土地をお願いしているということでございます。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

しつこいようですけれども、評価額が3万円ということは、町の評価している、鑑定士が評価しているのは確か1万円くらいだったと思うのですが、民間地買うのはこのくらい高くつくのかなと。売り手市場と買い手市場がありますけれども、その点について町の評価と鑑定士との評価の違い。3万円は高いような気がするんですけども、その点いかがでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

これは路線価評価でございますので、町が固定資産税をかけるときの評価額できておりますから、鑑定士の鑑定から批准してくる金額になりまして、これは現実的にこのポイントに鑑定を入れても大きく差は出てこないのではないかと。ただ津波浸水の部分をどうみるかによって鑑定の見方は違うのですが、またここに排水があるか水道があるかという評価が土地に加味しますと、その辺は変わってくるということになります。基本的に町が固定資産税を課税しているのでその課税している根拠となる評価に基づいてお願いするのが最初の話ということでお願いしたところ、それで了解をいただけているという状況でございます。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

わかりました。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第127号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第127号は原案のとおり可決されました。

(15) 日程第15 議案第128号 平成30年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正
予算(第3号)議定について

○議 長

日程第15 議案第128号 平成30年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号)議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第128号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第128号は原案のとおり可決されました。

(16) 日程第16 議案第129号 平成30年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予
算(第3号)議定について

○議 長

日程第16 議案第129号 平成30年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第
3号)議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第129号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第129号は原案のとおり可決されました。

(17) 日程第17 議案第130号 平成30年度白浜町介護保険特別会計補正予算(第3号) 議定について

○議 長

日程第17 議案第130号 平成30年度白浜町介護保険特別会計補正予算(第3号) 議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第130号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第130号は原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩 11時50分 再開 13時05分)

○議 長

再開します。

水上議会運営委員長から報告を願います。

10番 議会運営委員長 水上君（登壇）

○10 番

報告を行います。

休憩中の議会運営委員会での協議の結果をご報告いたします。

当局から5件の追加議案の提出があり、お手元に配布しております

追加議案5件を日程に追加し、日程の順序を変更し議題とすることになりましたので、ご了承のほどお願いいたします。

また、本日、議会延会後に議員懇談会、総務文教厚生常任委員会、決算審査特別委員会の開催を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議 長

報告が終わりました。

町当局から5件の追加議案の提出がありました。

追加議案5件については、本日は提案理由の説明にとどめたいと思います。

お諮りします。

ただいま当局から提出ありました議案第131号から議案第135号を日程に追加し、追加日程第21から追加日程第25として日程の順序を変更し、ただちに議題にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第131号から議案第135号を日程に追加し、日程の順序を変更し、ただちに議題とすることに決定しました。

(18) 追加日程第21	議案第131号	工事請負契約の一部変更について
追加日程第22	議案第132号	白浜町職員の給与等に関する条例及び白浜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
追加日程第23	議案第133号	白浜町長等の給与等に関する条例及び白浜町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
追加日程第24	議案第134号	平成30年度白浜町一般会計補正予算(第7号)議定について
追加日程第25	議案第135号	平成30年度白浜町下水道事業特別会計補正予算(第4号)議定について

○議 長

追加日程第21 議案第131号 工事請負契約の一部変更についてから追加日程第25

議案第135号 平成30年度白浜町下水道事業特別会計補正予算（第4号）議定についてまでの5件を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番外（町長）

新たにご審議をお願いいたします案件の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

議案第131号 工事請負契約の一部変更につきましては、堅田漁港物揚場整備（その2）工事の工事量の変更により、契約金額を減額したいので、提案するものでございます。

議案第132号 白浜町職員の給与等に関する条例及び白浜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告による国家公務員の給与改定等に準じて、給与に関する規定を改正したいので、提案するものでございます。

議案第133号 白浜町長等の給与等に関する条例及び白浜町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正及び職員の給与改定に鑑み、特別職の給与の額及び議会議員の期末手当の額を改定するため、提案するものでございます。

議案第134号 平成30年度白浜町一般会計補正予算（第7号）議定につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2億3,400万円を追加し、歳入歳出予算総額を127億6,985万円と決めました。

今回の補正の主なものにつきましては、給与改定等に伴う人件費等の補正及び、国庫補助金の確定に伴う災害復旧事業にかかる補正でございます。

議案第135号 平成30年度白浜町下水道事業特別会計補正予算（第4号）議定につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に126万6千円を追加し、歳入歳出予算総額を8億7,213万6千円と決めました。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

○議長

続いて補足説明を許可いたします。

番外 農林水産課長 古守君（登壇）

○番外（農林水産課長）

議案第131号 工事請負契約の一部変更について、議案書（P.58～61）に基づき説明した。

○議長

番外 総務課長 榎本君（登壇）

○番外（総務課長）

議案第132号 白浜町職員の給与等に関する条例及び白浜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、議案書（P.62～65）に基づき説明した。

議案第133号 白浜町長等の給与等に関する条例及び白浜町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、議案書（P.66～68）に基づき説明した。

議案第134号 平成30年度白浜町一般会計補正予算（第7号）議定について、議案書

(P. 69～70)に基づき説明した。

○議 長

番外 上下水道課長 久保君（登壇）

○番 外（上下水道課長）

議案第135号 平成30年度白浜町下水道事業特別会計補正予算（第4号）議定について、議案書（P. 71）に基づき説明した。

○議 長

以上で補足説明が終わりました。

審議の途中ですが、本日はこれをもって延会とし、次回は明日12月19日水曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、本日はこれをもって延会します。

議長 西尾 智朗は、13時41分 延会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 30 年 12 月 18 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員